

## 大石論文へのコメント I

鈴木亘

### 1 総括

「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」については、わが国においても安部・大竹(1995), 安部(1999)を始め、既に数多くの研究が存在しているが、その政策的な重要性を考えると、方法論やデータを変えてまだまだ深く検証・蓄積されるべきテーマである。大石論文は、まさに新データ(「国民生活基礎調査」「公的年金加入状況等調査」)と新手法(ノンパラメトリック推定)を用いて、既存研究に対するいくつかの改善や新事実を提供しており、学術的にも政策的にも重要な貢献として評価できる。

### 2 分配的インプリケーションについて

さて、本論文のハイライトは、IV章1, 2節の有配偶女性の就業決定要因や労働時間の分析と、3節の稼働所得分布の分析であるが、筆者には、4.分配的考察として提出されている「妻の稼働所得階級別の夫の所得分布」の分析が最も興味深かったので、まずその点についてコメントをしたい。そこでは、図7にあるように、妻の稼働所得を、①無し、②1-103万円、③130-299万円、④300万円以上の4階層に分け、夫の所得のKernel Densityを見た結果、①無しから②③と順に所得の分布が左(低所得)に移動した後、④では一転して所得が右(高所得)に移動する逆転現象が観察されている。著者は、特に③の130-299万円の階層の夫の所得分布が顕著に低いことから、「これらの世帯では夫の所得が低いため、税・社会保険料負担を覚悟の上でより多くの所得を稼ぐ必要性に迫られている」とのみなし、そのような層が税制や社会保障制度のメリットを受けていないことについて分配上の問題を指摘している。

これは大変重要な発見である。夫の所得が把握できる「国民生活基礎調査」に目を付けた著者の大きな成果である。ただし、ここで行われた分析

は、単に妻の階層を分けた Kernel Density の推定だけであるため、独立した分析としては未完成であり、まだまだ深めてゆくべき点が多い。しかし、夫と妻の所得の非線形性やその分配面の評価というテーマはポテンシャルが大きいものと思われるところから、著者自身、もしくは他の研究者がこの論文を出発点として分析を深めてゆくことを期待したい。

拡張の方向として容易に思いつくのは、逆に、夫の所得階層を分けた妻の稼働所得の Kernel Density を推定し、夫の所得が低い層が103万・130万の壁を越えざるを得ないのかどうか、裏から確認することである。また、妻の稼働所得は④の300万円以上というような粗い括りではなく、どのあたりから逆転が起きているのかを、もう少し細かい括りで確認をしておきたいところである。さらに、「これらの世帯では夫の所得が低いため、税・社会保険料負担を覚悟の上でより多くの所得を稼ぐ必要性に迫られている」という見方は、筆者自身は直感的に正しいと思うが、理論的には妻の労働所得が高いために夫の労働供給が下がる可能性も否定できず、その場合には政策的インプリケーションも異なるので、もう少し掘り下げて分析する必要があるだろう。例えば夫婦の学歴の組み合わせをクラス分けし、③の妻130-299万円・夫低所得の層に低学歴同士の夫婦の割合が多いということであれば、分配上の問題定義もより説得的になる。

さて、最終的に妻の所得と夫の所得等を同時に分析するには Bivariate Kernel Density を推定する必要があるが、Maltivariate Kernel function と bandwidth の行列を用いて Multivariate density への拡張は比較的容易である(Jones, 2000)。また、学歴などの様々な要因をコントロールするにあたっては、Dranove(1998)などが行っているように、それらをパラメトリックにコントロー-

ルした後に、分布を推定する Semiparametric estimator の活用も有用であると想像される。

### 3 就業決定の分析について

就業確率については、配偶者控除など制度的な妻の就業率抑制が 6.8% というものであった。この数字と直接比較し得る先行研究が見当たらないため、意外にその評価は難しいが、例えば樋口ほか(2001)では、95 年の配偶者控除の税制改正の効果単体でも 8.4% の効果を計測しているので、やや小さい効果であったという印象がある。しかしながら、著者自身も認めるように、この効果には「制度以外の要因に由来する、第 1 号世帯と第 2 号世帯の間の系統的な差まで制度要因の影響に帰する」ことになるので、十分に幅をもってみるべきところである。

他の各説明変数はおおむね予想通りの方向に推定されているが、一点気になったのは夫の所得の符号をマイナスとのみ想定していることである。これは、前にふれた夫の所得との非線形性の発見と整合性を書くものであり、もう少し工夫があつても良いようにおもわれた。

また、第二号の妻ダミーでは、制度以外の要因も含むバイアスが存在するとしているが、それ以外に、第二号の妻になるかどうかという内生性の問題も密接に関連するバイアスとして存在する。これに対しては、後に【補論】で行われているような操作変数法や、Treatment Effect Model による対処が考えられる。さて、【補論】では未婚女性を Control Group、有配偶女性を Treatment Group として両者の類似性を保つように配慮しつつ D-D 推定が行われている。しかしながら、著者自身も触れているように、クロスセクションデータにおいて D-D 推定を行うに当たっては、Control Group が本当に Treatment Group と比較し得る同質的な集団なのかという問題が付きまとひ、必ずしもより優れた推定とはいえない。この点について、著者は、配偶状況と世帯主の年金加入の内生性の考慮として操作変数法による推定をして対処しているが、操作変数の住居状況と地域ブロックが果たして適切なものかどうか疑問が

残る。これらの点については、今後の研究がさらに深めてゆく余地となるし、著者自身が触れているように、複数年次のデータを使用した制度変更の影響から適切な検証ができるであろう。

### 4 労働時間の分析について

労働時間の分析については、まず「国民生活基礎調査」「公的年金加入状況等調査」をリンクさせるという、労働時間や賃金データが無い「国民生活基礎調査」の欠点を埋め合わせるウルトラ C の大技が用いられており、驚いた。しかしながら、最終的に分析対象として用いることができたサンプルは 423 ということであるから、「国民生活基礎調査」の規模に照らして、本当に代表性が高いサンプルなのかどうか疑問が持たれる<sup>11)</sup>。

分析も、著者自身が触れているサンプルセレクションバイアスの調整や内生性の考慮をする余地が残されており、まだまだ分析の完成度が高くないうに思う。賃金率の係数については、夫の所得との関係性も高いので、例えば交差項を入れたり、賃金率によって弾力性が異なる効果を入れるために局所回帰を用いたり、Quantile Regression を用いたりという拡張が考えられる。

### 5 稼働所得の分布

稼働所得に対する Kernel Density の適用は、恐らく初の試みであり大変興味深い。得られた結論は、① 1 号の妻よりも 2 号の妻の方が 103 万円の壁に対する所得調整が顕著である、② 夫の就業先が大企業であるほど所得調整が顕著であるという大変重要なものである。その原因としては、限界税率の大きさのほか、所得効果(Backward bending)が想像され、両者の区別は政策的に重要であるが、パラメトリックな分析も同時に用いるなどしてさらに分析を深めればよい拡張になると想像される。

### 6 結 語

来年に予定されている公的年金改正によるパート労働者の年金加入や、配偶者特別控除の上乗せ部分廃止など、「有配偶女性の労働供給と税制・

「社会保障制度」の解明はますます重要になりつつあり、今後、このテーマに関しては更なる研究蓄積が行われることが期待される。そのひとつの方針が、すでに Akabayashi (2001), Abe (2002), 赤林 (2003) で行われている構造型モデルによる分析であり、政策シミュレーションも可能であることから、その活用・発展が期待される。一方、大石論文で示されたノンパラメトリック・セミパラメトリックな手法を用いた分析も、今回示されたように、ポテンシャルが高く、この論文に触発されて数多くの分析がなされることが期待される。

## 注

- 1)もちろん、この点、著者は注2)においていくつかの変数で代表性の確認を行っているが、それについても少ないサンプルである。

## 参考文献

- 赤林英夫 (2003) 「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」、国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』、pp. 113-133。  
 安部由起子 (2002) 「パート労働者の年金保険・健康保険・雇用保険加入」、小椋正立・デービッド・ワイズ編『日米比較 医療制度改革』、日本

- 経済新聞社、pp. 87-131。  
 安部由起子・大竹文雄 (1995) 「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給」『季刊社会保障研究』Vol. 31, No. 2, pp. 120-134。  
 樋口美雄・西崎文平・川崎 晓・辻 健彦 (2001) 「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」、景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー、DP/01-4、内閣府政策統括官(経済財政・景気判断・政策分析担当)、2001年8月。  
 Abe, Yukiko (2002) "The Effects of the 1.03 Million Yen Ceiling in A Dynamic Labor Supply Model," 日本経済学会 2002 年度秋季大会報告論文。  
 Akabayashi, Hideo (2001) "How Do Japanese Wives Respond to the Allowance of Spouse? A Structural Estimate of Labor Supply and a Test of a Unitary Household Model," 日本経済学会 2001 年度秋季大会報告論文。  
 Dranobe, D. (1998), "Economies of scale in non-revenue producing cost centers: implications for hospital mergers," *Journal of Health Economics* 17, pp. 69-83.  
 Jones, A. M (2000), "Health Econometrics," in Culyer, A. J., and Newhouse, J. P., *Handbook of Health Economics*, Vol. 1A : Elsevier, pp. 265-344.

(すずき・わたる 大阪大学助教授)

## 大石論文へのコメント II

安 部 由起子

この論文では、既婚女性の労働供給が、税制や社会保障制度からどのように影響を受けているか、とりわけ、いわゆる「パートの壁」の影響を実証的に検証しようとしている。国民生活基礎調査のデータは、まず、社会保険加入状況について詳細かつ比較的な情報が得られるであろうという点で、他のデータにはない利点がある。その一方で、労働時間や雇用形態など、雇用にかかる情報は、少なくともこれまでのところ、あまり多くは収集されていない。この論文は、利用できるデータの制約のもとで、大変丁寧な分析を行っている。

この論文が重点を置いているのは、所得税制・社会保険制度が、全体として有配偶女性の就業をどれだけ抑制しているのか、という問題意識であ

る。先行研究は、パート労働に限ってなされることが多かったのだが、それを、パート労働者以外の女性を含めて分析した点が特徴である。第2号被保険者の妻であると、第3号被保険者制度の影響を受けるのに対し、第1号被保険者の妻であればその影響を受けないという制度上の事情を用い、その2グループの差を測ることで、制度の影響を確認しようとしている。以下、分析に関するコメントを3点挙げる。

第1は、第1号被保険者の妻と第2号の妻とは、就業状態が結構異なるかもしれない、という点である。第1号被保険者は自営業者などが多いと考えられ、その妻には、家族従業者などとしての就業機会が、第2号の妻に比べるとより開かれ